

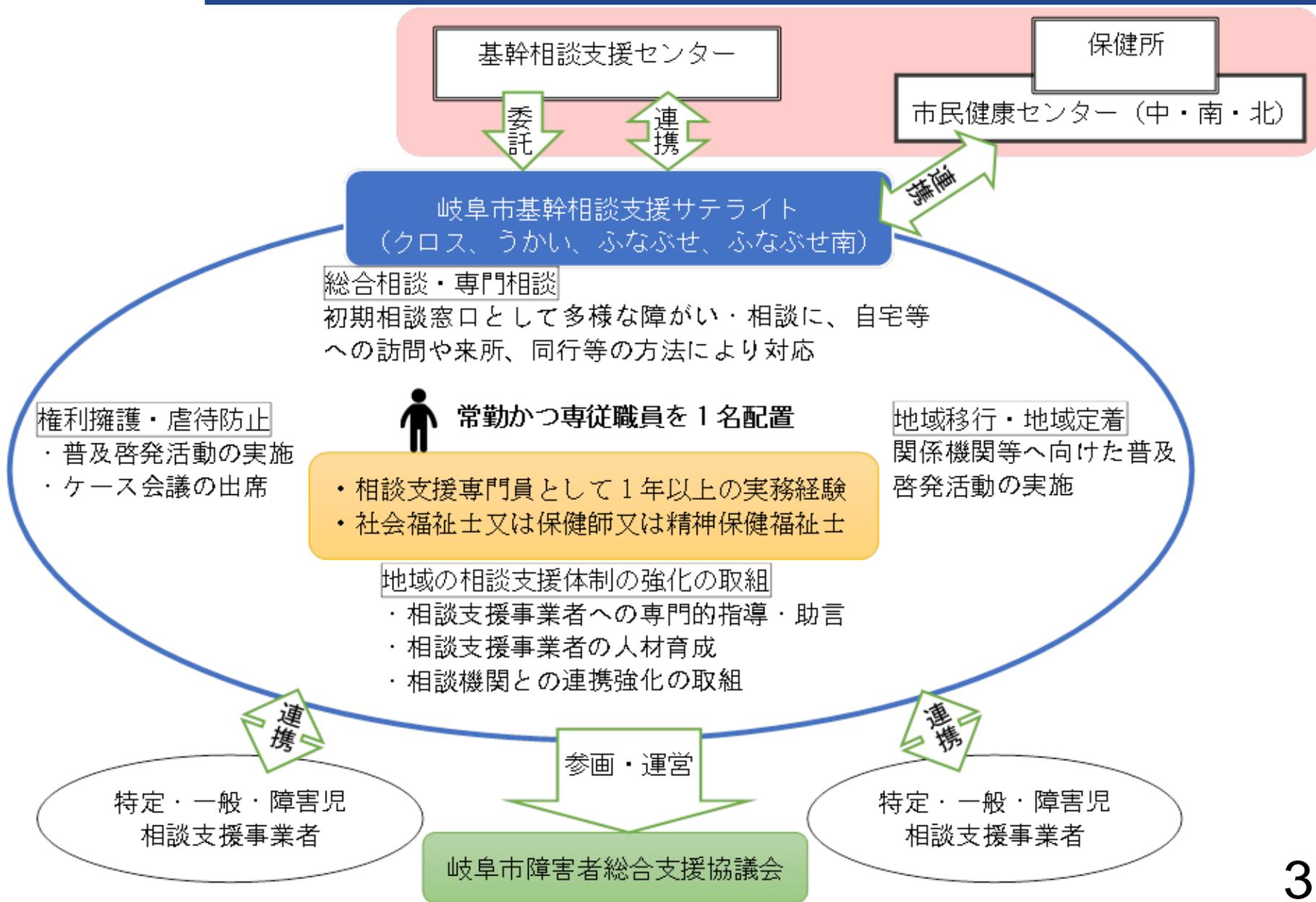
岐阜市基幹相談支援サテライト 平成30年度 事業報告

基幹相談支援センター

障害者総合支援法第77条の2に規定。
「地域における相談支援の中核的な役割
を担う機関」として位置づけられており、
市町村が設置することができる。

- * 平成26年度～ <基幹相談支援センター>
岐阜市障がい福祉課内に相談係設置
- * 平成30年度～ <基幹相談支援サテライト>
市内4カ所に設置(委託)
内1カ所は岐南町・笠松町と共同設置

岐阜市基幹相談支援サテライト体系図



運営体制

人員要件

- ・ 社会福祉士、保健師又は、精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、相談支援専門員として1年以上の実務経験を有している。

法人要件

- ・ 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所の指定を受けた日の翌日から起算して3年以上経過している。

開所日 時間

- ・ 平日（休日、年末年始を除く。）
- ・ 午前9時から午後5時

品質管理



専門性の 向上

- ・ 職員の自己研鑽として研修等に参加。
 - ・ 全国基幹相談支援センター強化研修
 - ・ 岐阜県障がい者虐待防止・権利擁護研修
 - ・ 障がい者差別解消の相談対応に関する市町村担当者研修会 など

相談事案 の共有・ 情報収集

- ・ サテライト定例会、サテライト個別連絡会を毎週開催。



情報管理

相談記録 の管理

- ・ 施錠可能な場所で、来所者から見えない場所に保管。

個人情報 の取扱

- ・ 関係機関との情報共有・連携に本人の承諾を得る。

データの 管理

- ・ 月報、報告書などをメールで送付する際は、データにパスワードを設定している。

おおよそ人口
10万人に1か所

サテライトクロス

金華、京町、明德、徹明、本郷、
木之本、本荘、長良、長良西、
長良東、三里、鷺山、常磐、
岩野田、岩野田北

サテライトうかい

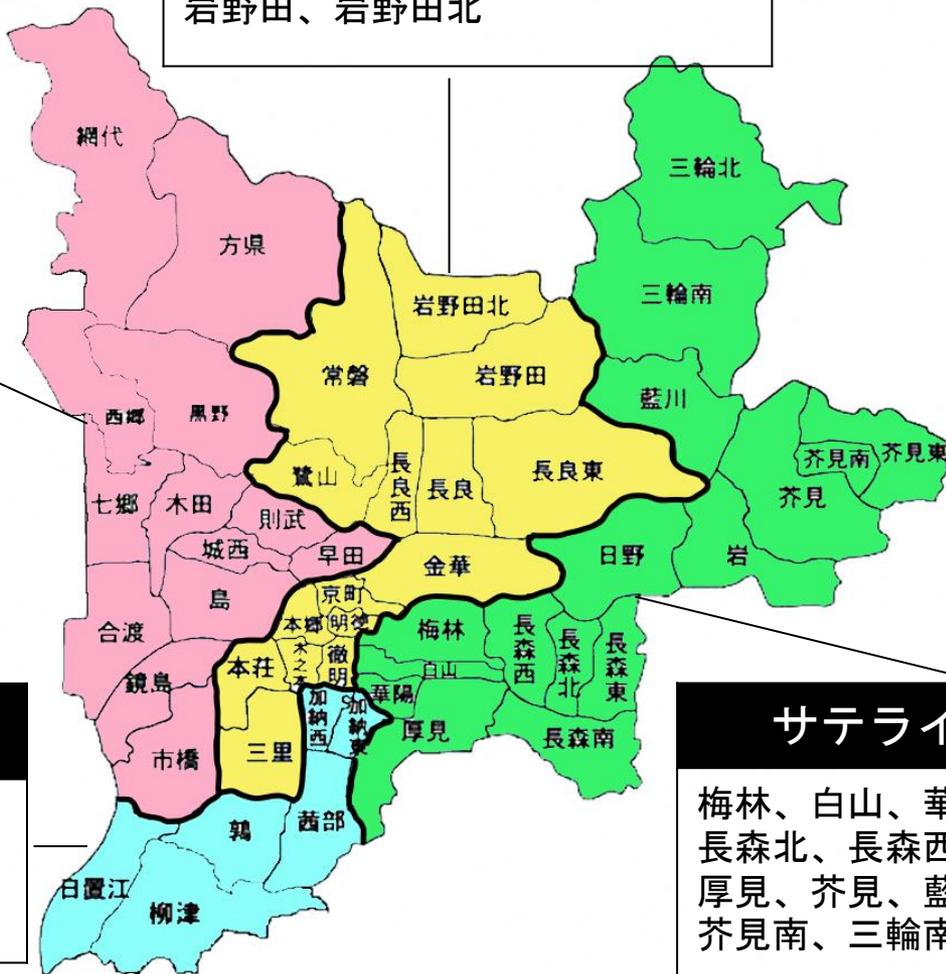
島、早田、城西、則武、木田、
黒野、方県、西郷、七郷、
市橋、鏡島、合渡、網代

サテライトふなぶせ南

加納東、加納西、茜部、鶉、
日置江、柳津町、
(岐南町、笠松町)

サテライトふなぶせ

梅林、白山、華陽、日野、長森南、
長森北、長森西、長森東、岩、
厚見、芥見、藍川、芥見東、
芥見南、三輪南、三輪北



岐阜市における相談支援体制（3層構造）

＜第3層＞

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- ◎岐阜市基幹相談支援サテライト設置、助言、指導
- ◎地域の相談支援体制の強化への取組
 - ・連携会議・学習会の開催等
 - ・地域移行、地域定着の促進の取組（普及啓発等）
 - ・権利擁護、虐待防止の取組（体制整備等）
 - ・総合支援協議会の設置、運営 等

主な担い手 ⇒ 基幹相談支援センター（障がい福祉課）

＜第2層＞

一般的な相談支援

[主な対象]

- ・第1層の対象でない障がい者等をはじめとした地域住民
- ・地域の相談支援事業者 等

専門相談	◎地域の相談支援体制強化への取組 ・地域の相談支援事業所に対する専門的な相談・助言等	高度専門相談	医療的ケア、重症心身障がい、自閉・強度行動障がい等の専門的な相談、スーパーバイズ等
	主な担い手 ⇒ 委託相談支援事業所		
総合相談	◎初期相談窓口 ・福祉サービス利用援助（情報提供、助言・相談等） ・専門機関への紹介、つなぎ		
主な担い手 ⇒ 基幹相談支援サテライト			

＜第1層＞

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

[主な対象]

- ・障害福祉サービス利用者等

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手 ⇒ 指定特定相談支援事業所

相談の高度化・専門化

サポート体制の強化

①総合的・専門的な相談窓口

障がい種別に関わらず、どこに相談していいかわからないときに、お住まいの地域を担当しているサテライトに相談することができる。

相談内容に応じて、適切な関係機関へつないでいく。

👉 『わかりやすい相談窓口』

👉 『相談しやすい窓口』



相談者の延人数

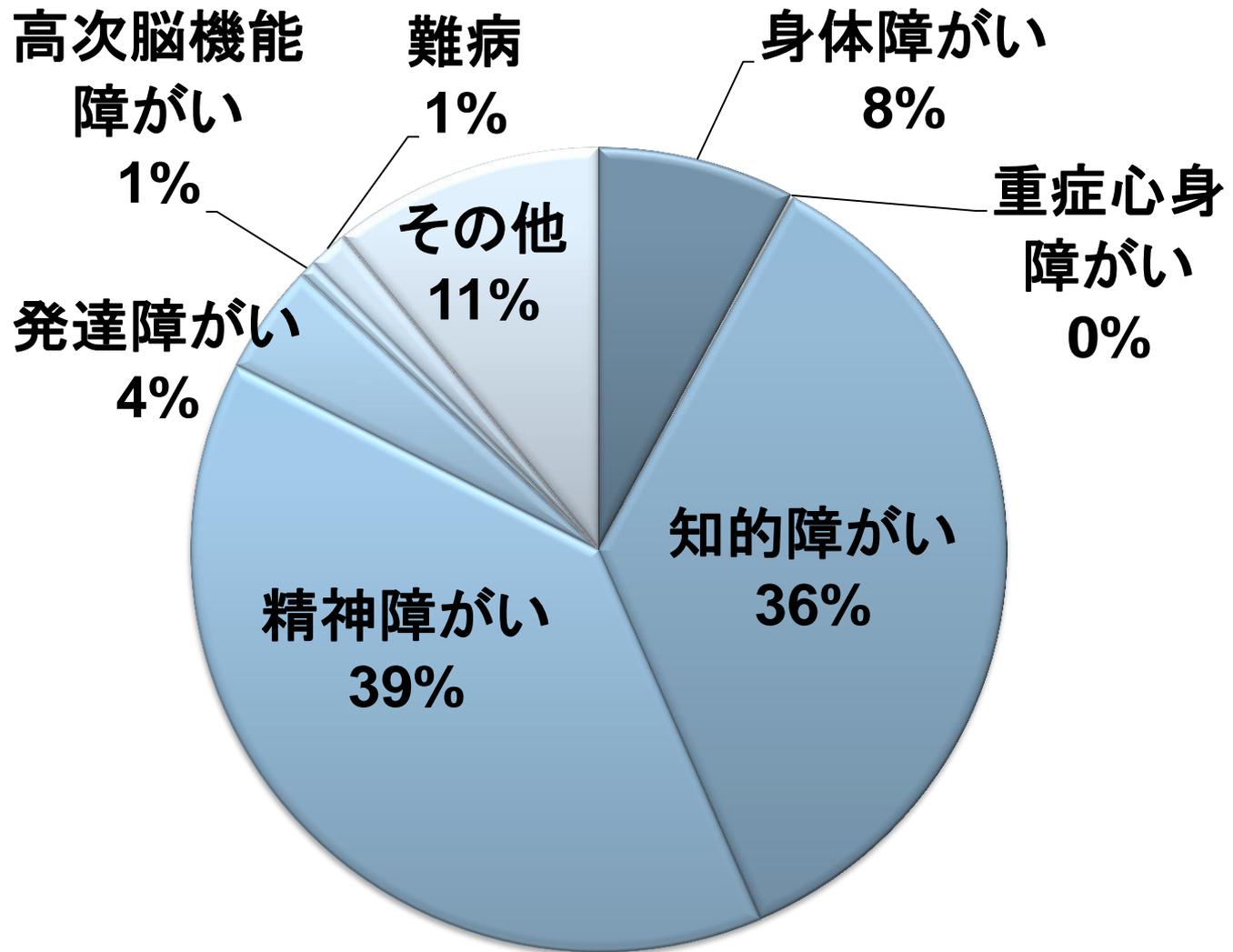
	クロス	うかい	ふなぶせ	ふなぶせ南	合計
身体障がい	16	23	13	8	60
重症心身障がい	0	0	1	0	1
知的障がい	118	56	76	24	274
精神障がい	51	85	117	48	301
発達障がい	1	3	19	11	34
高次脳機能障がい	3	0	0	2	5
難病	4	0	1	7	12
その他	14	34	30	5	83
合計	207	201	257	105	770

※重複障害の場合は該当する障害種別それぞれに計上。

※岐南町、笠松町の相談は含まない。

【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

相談者の割合



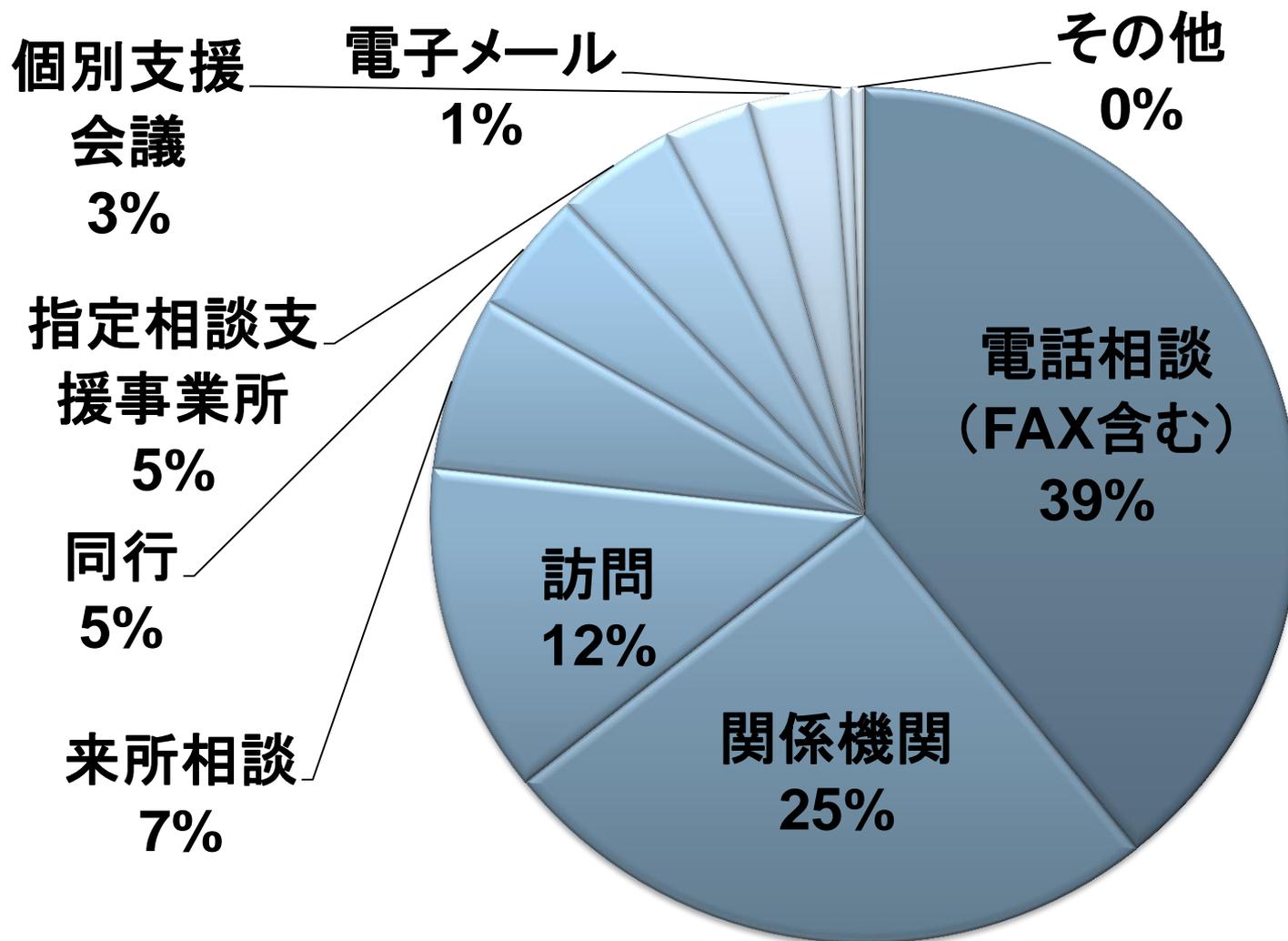
※岐南町、笠松町の相談は含まない。【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

相談対応別件数

	クロス	うかい	ふなぶせ	ふなぶせ南	合計
訪問	76	59	75	25	235
来所相談	21	25	51	27	124
同行	29	19	27	12	87
電話相談 (FAX含む)	316	226	146	51	739
電子メール	3	11	0	0	14
個別支援会議	17	17	16	8	58
指定相談支援 事業所	10	27	45	3	85
サービス提供 事業所	16	15	30	0	61
関係機関	70	164	178	60	472
その他	7	1	1	0	9
合計	565	564	569	186	1,884

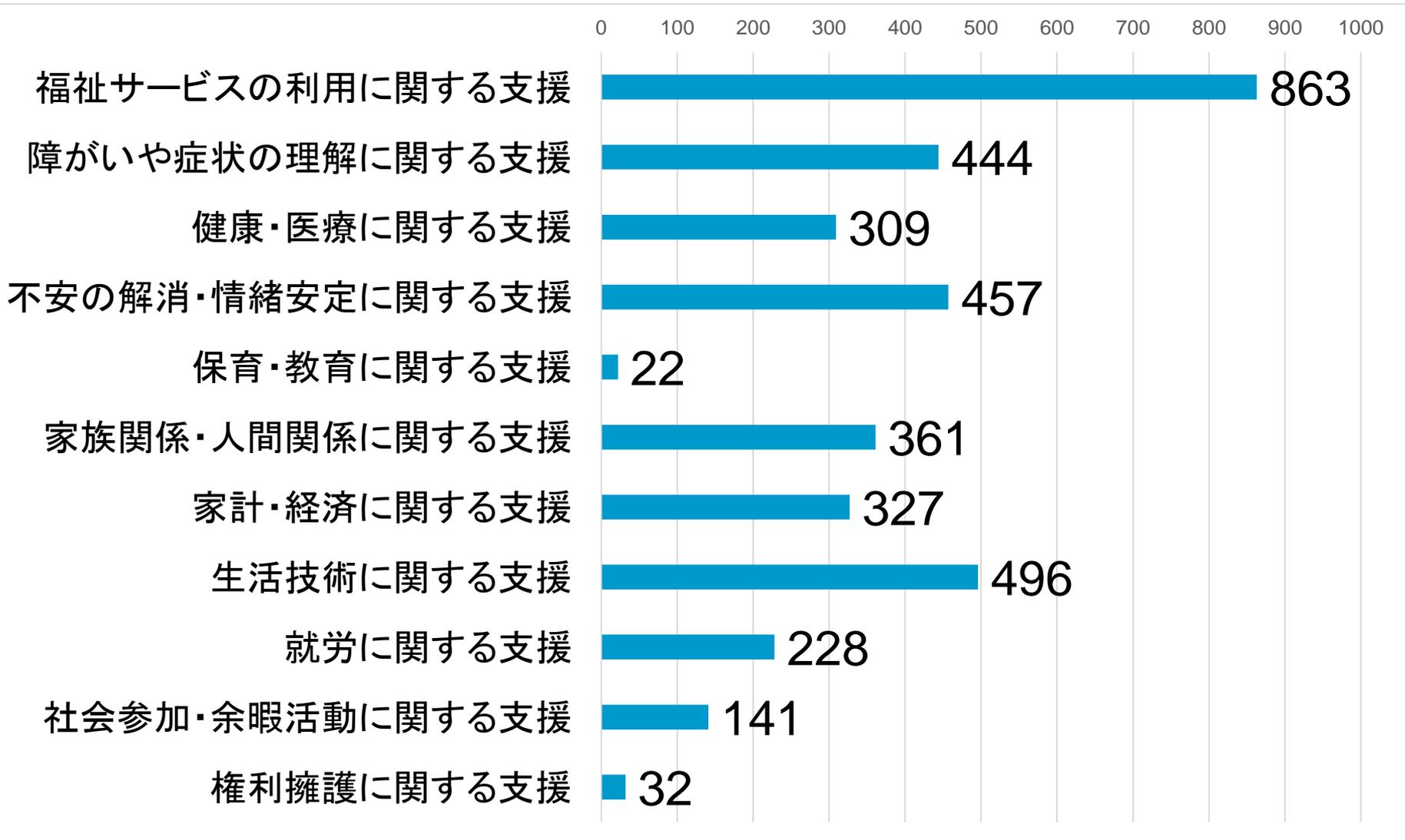
※岐南町、笠松町の相談は含まない。【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

相談対応別割合



※岐南町、笠松町の相談は含まない。【平成30年4月1日～平成31年3月31日】

相談内容別件数



※岐南町、笠松町の相談は含まない。

【平成30年4月1日～平成31年3月31日】 14

②地域の相談支援体制強化の取組

②-(ア)専門的な助言及び指導

- ・地域の相談支援事業者からの相談に応じ、助言・指導する。(33回)

- ・必要に応じてケース会議にも出席し、相談支援専門員等のバックアップを行う。地域包括支援センター、ケアマネジャーのサービス等利用計画作成に関する相談にも対応。(58回)



②-(ア) 専門的な助言及び指導実績

ケース①

●51歳男性、統合失調症、就労継続支援B型事業所通所中

●事業所での作業中もサービス管理責任者に大きな声で話しかけるなど、周りの迷惑になり仕事にならないことが多い。注意をしても改善がみられず、一旦通所停止となっていた。

●今後の対応を考えていくため、相談支援専門員主催でケース会議が行われることとなる。

●相談支援専門員としての経験が浅く、会議の進行に自信がないこと、第三者の意見が欲しいということからケース会議への同席を依頼される。

②-(ア) 専門的な助言及び指導実績

ケース②

- 父、母、兄2人、本人で生活
- 母が介護保険対象、本人は療育手帳所持、兄2人は障がいの疑い。
- 父、母、本人の健康管理、本人との関係作りと障害福祉サービス利用への繋ぎ、家族や関係機関の本人への関わり方の助言、兄への就労支援などが必要であった。

- 地域包括支援センター、市民健康センター、訪問看護、生活・就労サポートセンター、特定相談支援事業所、基幹相談支援サテライトが関与。関係機関との同行訪問、ケース会議参加を繰り返し行い、
 - ・ 関係機関への情報及びアセスメントの提供
 - ・ 本人との関わり方について、関係機関への助言、相談対応
 - ・ 障害福祉サービス利用について、本人・家族との調整や申請に関する助言
 - ・ 特定相談支援事業所との同行訪問を通じ、本人との関係づくりをサポートなどを行った。

②-(イ) 人材育成の支援

・学習会(全7回)の企画運営

一人で活動している相談支援専門員は、不安を抱えながら業務にあたっていることが多い。

☞ 事例検討会の開催等を通して、地域の相談員への専門的な助言、指導等を行うことで、人材育成の支援を行う。



②-(イ) 人材育成の支援実績

◆ 相談支援専門員を対象とした学習会の開催実績

第1回 ベーシック 29人

「各種制度や関係機関の役割などの理解」

第2回 スキルアップ 29人

「法テラスの業務と成年後見制度の活用について」

「発達障がい者の特性と対応・支援について」

第3回 交流会 27人

「相談業務の取り組みについて」

「日頃の相談業務の中で困っている事について」

第4回 事例検討 23人

「家族の支援協力が得られないケース」「サービスが継続しないケース」

第5回 事例検討 26人

「家族の理解が得られないケース」「経済的な問題があるケース」

第6回 事例検討 20人

「不衛生な居住環境のケース」「医療依存度が高いケース」

第7回 事例検討 25人

「本人に感情の不安定さがあるケース」「サービスの過剰要求があるケース」

②-(イ) 人材育成の支援実績



成果

- ・ 相談員同士の横のつながりが強化された。
- ・ サテライトからの専門的な助言・指導や相談員同士の意見交換により、異なる視点や情報を得て、相談員の質の向上につながった。

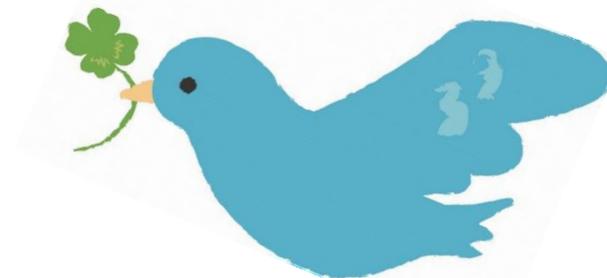


課題

- ・ 出席しない事業所への働きかけ。
- ・ 効果的な学習会運営方法。

②-(ウ)関係機関との 連携強化の取り組み

- 岐阜市障害者総合支援協議会専門部会の運営。
（全14回）
- 地域の相談機関、サービス提供事業者等と
連携強化の会議等を開催、出席。
- 地域において顔の見える関係づくりを行う。



②-(ウ)関係機関との 連携強化の取り組み実績

＜主な連携会議＞

- 福祉相談窓口連携会議（10回）
- 地域包括支援センター会議、研修会（26回）
- 生活困窮者自立支援連携会議
- 岐阜圏域障がい者総合支援推進会議



②-(ウ) 関係機関との 連携強化の取り組み

・福祉相談窓口連携会議(毎月開催)

多機関でのグループワークを行い、テーマに沿った事例を通して、各機関でできることやこれまでに同様の事例で実際にどのような支援を行ったかなどを話し合う。

これにより、各機関の機能や役割に対する理解を深め、顔の見える関係づくりができています。

◆地域包括支援センター(19か所)

機能強化型地域包括支援センター(3か所)

生活・就労サポートセンター

市民健康センター(3か所)

医療・介護連携コーディネーター(2か所)

基幹相談支援サテライト(4か所)

福祉政策課、生活福祉課、障がい福祉課

健康政策課、地域保健課、高齢福祉課



②-(ウ) 関係機関との 連携強化の取り組み

・地域包括支援センターとのネットワークケア会議

(例) ○○地区の地域づくりを考える会 (平成30年7月24日)

参加者: 高齢者の関係機関・関連事業所、社会福祉協議会、市民健康センター、法テラス、自治会、民生・児童委員、医療機関、老人クラブ、建築士会、女性の会、金融機関、薬局などから計70名ほど

内容: 地域包括ケアシステム、健康農園などの説明、報告の他、グループワークで地域の課題、それに対して個人や団体でできることなどを話し合った。

成果: サテライトが開設されたことで平成30年度から障がい福祉分野を呼んで頂けるようになった。地域の障がい相談窓口が周知されたことと、障がい者やその支援事業所が、皆さんと同じ地域の一員であることを少しでも理解していただけたのではないかな。

③地域移行・地域定着の普及啓発

◆関係機関等へ向けた普及啓発活動の実施

医療機関等へ地域移行・地域定着支援の説明を行う。

④権利擁護・虐待の防止

◆虐待防止や権利擁護の研修や学習会の実施。

◆市や虐待防止センター等に寄せられた相談に対し、同行支援、ケース会議への出席、関係機関等の連絡調整等の支援を行う。



今後の課題

- ・4か所別の場所で普段業務を行っているが、サテライトが協働して基幹相談支援センター機能を発揮するための時間と場所の確保。
- ・各サテライトに専任の相談支援専門員を配置しているが、法人における後継者の確保・育成。

